

奈良交通ICカード乗車券取扱約款

令和6年2月1日
改定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この約款は、奈良交通株式会社（以下「当社」といいます。）がICカードを媒体としたプリペイド乗車券および定期乗車券（以下「ICカード乗車券」といいます。）の利用者に提供するサービス内容及その利用条件を定め、もって利用者の利便向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

- 第2条 ICカード乗車券の取り扱いについて、当社運送約款に定めがない場合または運送約款と異なる取り扱いの場合は、この約款が優先します。
- この約款が改定された場合、以後のICカード乗車券による旅客の運送については、改定された約款の定めるところによります。
 - この約款に定めのない事項については、別に定めるものによります。

(用語の定義)

- 第3条 この約款における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。
- 「CI-CA（シーカ）乗車券」とは、当社が発売するICカード乗車券をいいます。
 - 「CI-CAプリペイド券」とは、プリペイド券の機能のみをもつCI-CA乗車券をいいます。
 - 「小児用CI-CA」とは、6歳以上12歳未満の小児に対して発売するCI-CA乗車券をいいます。
 - 「特割CI-CA」とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方に対して発売するCI-CA乗車券をいいます。
 - 「CI-CA定期券」、「CI-CA plus定期券」とは、券面に定期乗車券の表記をしたものであって、定期乗車券の機能のみまたは定期券とプリペイド券の機能をもつCI-CA乗車券をいいます。
 - 「積み増し（チャージ）」とは、CI-CA乗車券に入金してプリペイド金額を蓄えることをいいます。
 - 「デポジット」とは、ICカードの利用権の代価として收受するものをいいます。
 - 「読取機」とは、電波によりICカードからの情報を読み取りまたは書き込みするためにバス車内の乗降口に設置された装置をいいます。

(契約の成立時期)

- CI-CA乗車券による契約の成立時期は、CI-CA乗車券を購入したときとします。
- 個別の運送契約の成立時期は、バス車内の読取機で乗車記録をしたときとします。

(使用方法)

- 第5条 乗車および降車時（一部路線は乗車または降車時のみ）にバス車内の読取機にCI-CA乗車券をふれてください。
- CI-CA乗車券の残額が運賃額に対し不足の場合は、CI-CA乗車券に積み増しされるか、現金等でお支払いいただく旨を乗務員にお申し出のうえ、不足分をお支払いください。

(取扱区間)

第6条 奈良交通株式会社、エヌシーバス株式会社のCI-CA取り扱い路線でご利用いただけます。ただし、高速バス・リムジンバス・定期観光バス路線および一部のコミュニティバス等一部の路線ではご利用できません。

(発売箇所)

第7条 CI-CA乗車券の発売箇所は、当社が別に定めます。

(制限事項等)

- 第8条 1回の乗車につき、2枚以上のCI-CA乗車券を同時に使用することはできません。
- 他のICカードと重ねた読取機にふれますと正しく反応しない場合があります。必ずCI-CA乗車券1枚のみを読取機にふれてください。
 - 偽造、変造または不正に作成されたCI-CA乗車券を使用することはできません。

(制限または停止)

- 第9条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは次に掲げる制限または停止をすることがあります。
- 発売または再発行等の箇所、枚数、時間、方法の制限もしくは停止。
 - 乗車区間、乗車経路、乗車方法もしくは乗車するバス車両の制限。
- 本条に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負いません。

第2章 基本事項

(ICカードの所有権)

- CI-CA乗車券の所有権は当社に帰属します。
- CI-CA乗車券が不要になったときおよびそのCI-CA乗車券を使用する資格を失ったときは、CI-CA乗車券を返却しなければなりません。
- 当社の都合により、予告なく貸与したCI-CA乗車券を交換することがあります。

(デポジット)

- 第11条 当社は、CI-CA乗車券を貸与する際に、デポジット（預り金）としてICカード1枚につき500円を收受します。ただし、CI-CA plus定期券として貸与するICカードについてはデポジットを收受しません。
- CI-CA乗車券を返却したときは、第12条、第19条および第29条に定める場合を除き、当社はデポジットを返却します。
 - デポジットは旅客運賃等に充当することはできません。
 - 定期券の券面表示額にデポジットは含まれません。

(CI-CA乗車券の失効)

- 第12条 カードの交換、CI-CAプリペイド券の使用、積み増しまたはCI-CA定期券、CI-CA plus定期券の更新のいずれかの取り扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取り扱いが行われない場合には、当該CI-CA乗車券は失効します。
- 前項により失効したCI-CA乗車券の積み増し額およびデポジットの返金を請求することはできません。

(利用履歴の確認)

- 第13条 CI-CA乗車券の利用履歴は、案内所窓口で確認できます。なお、利用履歴の確認は、直近の20件までです。
- 履歴の確認内容は、利用日時、利用金額および利用区間です。
 - お客様登録したカードは本人以外に履歴の開示をしません（本人であることの証明が必要です）。

(機器類の故障時)

第14条 方が、機器類（バス車内の読取機など）が故障した場合は、乗車区間の運賃はCI-CA乗車券以外の現金等でお支払いいただけます。

第3章 CI-CAプリペイド券

(積み増し)

- 第15条 CI-CAプリペイド券およびCI-CA定期券、CI-CA plus定期券のプリペイド機能は、案内所窓口、バス車内および自動積み増し機により所定の金額を積み増しすることができます。
- CI-CAプリペイド券およびCI-CA定期券、CI-CA plus定期券のプリペイド機能の積み増し金額は、普通1,000円、2,000円、3,000円、5,000円、ひまわり1,000円、2,000円、3,000円の各券種単位で取り扱います。
 - CI-CA plus定期券を解約された場合、そのICカード乗車券に新たな積み増しはできません。

(残額の確認)

第16条 CI-CAプリペイド券およびCI-CA定期券、CI-CA plus定期券のプリペイド機能の残額は、バス車内の読取機および案内所窓口の機器により確認ができます。

(運賃の減算)

第17条 CI-CAプリペイド券を利用される場合には、乗車時または降車時に当該乗車区間の普通旅客運賃相当額を減額します。なお、小児用CI-CA、特割CI-CAを利用される場合は、割引後の額を減額します。

(効 力)

- 第18条 CI-CAプリペイド券は、片道1回の乗車に限り有効なものとします。
- 途中下車の取り扱いはいたしません。
 - 小児、割引運賃適用の方および複数人でご利用の場合は、乗務員が操作しますので、精算前にお申し出ください。

(無効となる場合)

- 第19条 CI-CAプリペイド券は、次の各号の一に該当する場合は、無効として回収します。この場合、デポジットは返金しません。
- 小児用CI-CAおよび特割CI-CAで、使用資格のない方が利用した場合
 - 偽造、変造または不正に作成されたCI-CAプリペイド券を所持している場合
 - その他不正乗車の手段として使用した場合

(不正使用等に対する旅客運賃・割増運賃の收受等)

第20条 第19条の各号の一に該当する場合は、乗車地からの区間に対する普通旅客運賃と、これと同額の割増運賃を合わせて收受します。

- 前項の規定により旅客運賃・割増運賃を收受する場合において、乗車地が判明しないときは当該運行系統または区間の始発停留所からの乗車とみなします。

(お客様登録)

第21条 CI-CAプリペイド券は希望者に対してお客様登録をします。お客様登録は案内所窓口で所定の用紙に必要事項を記入し、CI-CAプリペイド券に個人データを記録することに同意のうえ登録します。

(再発行)

- 第22条 CI-CAプリペイド券は以下の場合に再発行をします。
- お客様登録されている方で、かつ紛失あるいは盗難にあったCI-CAプリペイド券について案内所窓口で使用停止の手続きをされた方に対し、新規のCI-CAプリペイド券を再発行します。なお、処理の都合上、再発行は使用停止手続きの3営業日以降となり、残額確定時点の残額にて再発行いたします。その際、再発行手数料として1券種につき210円とデポジット500円が必要です。また、使用停止手続きを受けた後これを取り消すことはできません。
 - 破損等により利用できなくなった場合は、当該CI-CAプリペイド券を案内所窓口に提出することにより再発行します。なお、処理の都合上、再発行は使用停止手続きの3営業日以降となり、残額確定時点の残額にて再発行します。この場合、残額は引継ぎますが、旅客に責がある場合は、再発行手数料として1券種につき210円とデポジット500円が必要です。ただし、旅客の故意によって破損等があった場合は、当該カードを回収し新規購入となります。この場合、残額は引継ぎできません。

(当社の免責事項)

第23条 紛失あるいは盗難にあったCI-CAプリペイド券の使用停止手続きが完了するまでの間に、当該CI-CAプリペイド券の払い戻しや使用等で生じた損害額については、当社はその責めを負いません。

(払い戻し)

第24条 CI-CAプリペイド券が不要になった場合は、案内所窓口に提出することにより、当該CI-CAプリペイド券の残額の払い戻しを請求することができます。この場合手数料として、1券種につき210円を申し受けます。残額が210円以下の場合は、デポジット500円のための払い戻しとなります。なお、プレミアム相当額は払い戻しの対象となりません。お客様登録されたカードの払い戻しは、所定の申し込み用紙に必要事項をご記入ください。身分証明書のご提示が必要です。

第4章 CI-CA定期券

(発 売)

- 第25条 CI-CA定期券の購入申し込みがあった場合は、案内所窓口にて所定の用紙に必要事項を記入し提出された旅客に対し、発売条件に適用する次の定期券を発売します。
- 通学（学生）定期券…学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条に規定する保育所または当社の指定する学校に通学または通園する者に対して発売します。
 - 通勤定期券…(1)以外の旅客に対して発売します。なお、各定期券の割引率、区間、期間、その他割引率については、別に定める当社規定によります。

(運賃の減算)

- 第26条 有効期限内のCI-CA定期券を使用し、券面表示区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車（乗り越し）として取り扱い、別途乗車区間の普通運賃を收受します。
- 有効期限の開始前および有効期限の終了日翌日以降は、定期券としての効力はなく、プリペイド機能として積み増しされている金額から乗車区間に対する普通運賃を收受します。

(再印字)

- 第27条 CI-CA定期券は、その券面記載事項が不明となったときは、使用することができません。
- 券面記載事項が不明となったCI-CA定期券は、案内所窓口で券面記載事項の再印字を請求することができます。

(効 力)

第28条 CI-CA定期券は、券面に記載の方以外は使用できません。CI-CA定期券のプリペイド機能についても同様です。ただし、大人通勤定期券は記名人以外でもご利用いただけます。（持参された方1名に限りです。）

(無効となる場合)

- 第29条 CI-CA定期券は次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収します。この場合、デポジットは返金しません。
- 券面に記載の方以外が使用されたとき（大人通勤定期券を除く）
 - 偽造、変造または不正に作成されたCI-CA定期券を所持している場合
 - その他不正乗車の手段として使用した場合

(不正使用等に対する旅客運賃・割増運賃の收受等)

第30条 第29条の各号の一に該当する場合は、当社運送約款の規定により定められた旅客運賃・割増運賃を收受します。

(再発行)

- 第31条 CI-CA定期券は以下の場合に再発行をします。
- 紛失あるいは盗難にあったカードについて、案内所窓口で使用停止の手続きをされた方に対し、同一券種にて新規のCI-CA定期券を再発行します。なお、処理の都合上、定期券部分は即日再発行可能ですが、プリペイド機能部分の残額移行は使用停止手続きの3営業日以降となります。この際、手数料520円とデポジット500円を申し受けます。また、使用停止手続きを受け付けた後、これを取り消すことはできません。
 - 破損等により利用できなくなった場合は、当該カードを案内所窓口に提出することにより同一券種にて再発行します。なお、処理の都合上、定期券部分は即日再発行可能ですが、プリペイド機能部分の残額移行は使用停止手続きの3営業日以降となります。この場合、プリペイド機能の残額は引継ぎますが、旅客に責がある場合は、手数料520円とデポジット500円が必要です。ただし、旅客の故意によって破損等があった場合は、当該カードを回収し、新規購入となります。この場合、プリペイド機能の残額は引継ぎできません。

(当社の免責事項)

第32条 紛失あるいは盗難にあったCI-CA定期券の使用停止手続きが完了するまでの間に、当該定期券の払い戻しで生じた損害額については、当社はその責めを負いません。

(払い戻し)

第33条 CI-CA定期券が不要になった場合は、案内所窓口に提出することにより、当社の運送約款の規定により算出された当該CI-CA定期券残額の払い戻しを請求することができます。この場合、手数料として、1枚につき520円を申し受けます。払い戻しは、所定の申し込み用紙に必要事項をご記入ください。身分証明書のご提示が必要です。

付 則

この約款は、令和5年2月1日から施行します。

奈良交通ICカード乗車券[シーカ]

CI-CA

ご利用ガイド

プリペイド券

定期券

奈良交通・エヌシーバス（一部路線を除く）では
全国10種類の交通系ICカードもご利用いただけます。

1 CI-CAについて

無記名式と、紛失しても再発行できる**記名式**があります。
ご購入の際には、**デポジット（預り金）**が必要です。

CI-CAの種類	無記名式	記名式			
	大人用	大人用	小児用	大人用（特割）*	小児用（特割）*
利用 できる方	どなたでもご利用いただけます。	どなたでもご利用いただけます。 (通学定期券は記名ご本人のみ)	記名ご本人のみご利用いただけます。		
タイプ	プリペイド券	定期券／プリペイド券			プリペイド券
紛失時の 再発行	×	○			
個人情報の 登録	必要ありません。	氏名・性別・生年月日・年齢・電話番号・住所等の登録が必要となります。			

(カード券面はイメージです)

小児用 CI-CA

バス車内の読取機にタッチすると自動的に小児運賃を精算する小児用CI-CAを案内所窓口にて発売いたします。なお、ご購入の際にお客様の氏名、電話番号、生年月日、性別を所定の申し込み用紙にご記入いただけます。また、すでにお持ちのCI-CAプリペイド券を小児用CI-CAに変更することもできます。小児用CI-CAは、お客様が小学校を卒業される年度の3月31日まで、券面に記載されたお客様ご本人に限りご利用いただけます。有効期限の経過後は払い戻していただくか、CI-CAプリペイド券に変更もできます。

お客様登録

ご希望のお客様は案内所窓口でお客様登録をいたします。ご登録いただきましたお客様には、カードに氏名等を印字させていただきます。お客様登録をしていただきますと、紛失時の再発行が可能となります。なお、バス車内では登録できません。

特割 CI-CA

バス車内の読取機にタッチすると自動的に割引運賃を精算する特割CI-CAを案内所窓口にて発売します。なお、ご購入の際、各種障がい者手帳をご提示のうえ、所定の申し込み用紙に必要事項をご記入いただけます。ご利用は、券面に記載されたお客様ご本人に限り、精算時に手帳を乗務員にご提示いただいたうえで、読取機にタッチしてください。※特割CI-CAで「ひまわり」はご利用いただけません。※精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けておられる方は、特割CI-CAは、定期券のみの発行となります。

お客様登録の方法

お客様の氏名、住所、電話番号、生年月日、性別等を所定の申し込み用紙にご記入のうえ、案内所窓口で登録してください。※住所などお客様登録情報に変更があった場合は、速やかに案内所窓口へお申し出ください。

